

第 51 号議案

令和 4 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 2 号）

令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度吉田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,366,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,345,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		36,200	842	37,042
	1 地方特例交付金	36,200	842	37,042
10 地方交付税		469,000	235,495	704,495
	1 地方交付税	469,000	235,495	704,495
14 国庫支出金		1,282,080	358,835	1,640,915
	1 国庫負担金	833,276	87,161	920,437
	2 国庫補助金	439,697	271,674	711,371
15 県支出金		840,223	2,863	843,086
	1 県負担金	377,188	3,073	380,261
	3 県委託金	71,143	△210	70,933
18 繰入金		740,864	15,825	756,689
	1 特別会計繰入金	926	15,825	16,751
19 繰越金		200,000	994,900	1,194,900
	1 繰越金	200,000	994,900	1,194,900
20 諸収入		201,030	1,039	202,069
	4 受託事業収入	146	34	180
	5 雑入	192,671	1,005	193,676
21 町債		562,700	△243,221	319,479
	1 町債	562,700	△243,221	319,479
歳入	合計	11,979,133	1,366,578	13,345,711

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		94,834	710	95,544
	1 議会費	94,834	710	95,544
2 総務費		1,844,986	△1,610	1,843,376
	1 総務管理費	1,550,995	3,108	1,554,103
	2 徴税费	200,621	△3,781	196,840
	3 戸籍住民基本台帳費	67,117	△1,295	65,822
	4 選挙費	24,084	358	24,442
3 民生費		3,186,497	146,416	3,332,913
	1 社会福祉費	1,440,041	6,757	1,446,798
	2 児童福祉費	1,746,249	139,659	1,885,908
4 衛生費		2,036,723	146,917	2,183,640
	1 保健衛生費	2,036,723	146,917	2,183,640
6 農林水産業費		305,766	11,793	317,559
	1 農業費	95,649	10,418	106,067
	3 水産業費	201,013	1,375	202,388
7 商工費		146,185	76,723	222,908
	1 商工費	146,185	76,723	222,908
8 土木費		1,344,087	9,553	1,353,640
	1 土木管理費	143,008	2,503	145,511
	4 都市計画費	824,013	7,050	831,063
9 消防費		511,654	△3,796	507,858
	1 消防費	511,654	△3,796	507,858
10 教育費		1,073,008	20,050	1,093,058
	1 教育総務費	362,851	△2,445	360,406
	2 小学校費	129,500	4,799	134,299
	3 中学校費	83,706	501	84,207

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	268,934	20,271	289,205
	5 保健体育費	228,017	△3,076	224,941
12 公債費		1,108,514	△6,109	1,102,405
	1 公債費	1,108,514	△6,109	1,102,405
13 諸支出金		303,910	965,931	1,269,841
	2 基金費	303,908	965,931	1,269,839
歳出	合計	11,979,133	1,366,578	13,345,711

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合体育館防火シャッター整備事業	千円 4,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 6,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
臨時財政対策債	354,000	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	140,179	〃	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
健康福祉センター空調設備整備事業	千円 2,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 —	—	% —	—	
山崎頭首工補修事業	3,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	—	—	—	—	
調整池修繕事業	2,100	〃			—	—	—	—	
西の宮雨水幹線整備事業	18,000	〃			—	—	—	—	
吉田中学校給食用エレベーター整備事業	4,400	〃			—	—	—	—	